



第482号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集・集 松 村 光 惟  
発行人大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円

## 第3回 危険物取扱者試験結果

甲種 (40.0%)、乙4 (40.1%)

消防試験研究センター大阪府支部では、平成5年度第3回危険物取扱者試験を12月12日(日)、大阪府立大学で実施したがその結果が1月11日に発表された。

その結果は下記のとおり。

	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	270	108	40.0
乙1類	82	64	78.0
乙2類	87	61	70.1
乙3類	66	53	80.3
乙4類	3,594	1,442	40.1
乙5類	93	69	74.2
乙6類	198	131	66.2
丙種	998	679	68.0

## 危険物安全研修会 開催

## 「ローリー事事故事例と安全対策」

2月7日、大阪府トラック総合会館で

本協会では、財大阪府トラック協会協賛のもと、大阪府トラック協会会館において「タンクローリー等の移送、運搬における安全対策研修会」を開催した。

当日は、府下各地区協会会員のローリー関係者約170名が参加し、2時30分に開講、4時20分すぎに終了した。

研修会の講師には、大阪市消防局予防部危険物課長本城光一氏を招へいし、最近の街頭検査の結果、水圧検査等の定期検査の実状、及びスライドをまじえた最近のローリー関係の事故例について講演され意義ある研修会となった。

## 春の全国火災予防運動 3月1日～7日

## 工場・倉庫の防火安全対策徹底など

今年も春の全国火災予防運動が3月1日から7日までの1週間実施されることとなった。

この運動は、火災の発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたって効果的な火災予防思想の普及と車両・船舶等の火災防止啓発を図り、安全で住みよい生活環境を確保することを目的としている。

重点項目としては、

住宅防火対策の推進、物品販売店舗、旅館、ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物の防火安全対策の徹底、社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設の防火安全対策の徹底、工場・倉庫における防火安全対策の徹底、地域における防火安全対策の充実、乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進などが掲げられており、特に、工場・倉庫に関しては下記のような目標が定められている。

① 工場・倉庫における防火管理体制の整備については、火災が発生すると、人的、物的に多大な被害が生じる可能性が高いことから、作業時の出火防止対策等の安全管理の徹底を図るとともに、通報、初期消火等の防火管理体制の確立が極めて重要となる。このため、火災が発生した場合を想定した通報、初期消火体制の整備、訓練の実施等について関係機関より指導が行なわれると思われる。

② 火気及び収容物等の管理の徹底については、危険物等を含め取扱品が多岐にわたることが多く、ひとたび出火した場合消火が極めて困難となる場合もあることから、火気及び収容物等の適正な維持管理の徹底を図ること。

③ 消防用設備等の維持・管理及び点検結果報告の徹底を図ること。

## 〈全国統一標語〉

「防火の輪 つなげて広げて なくす火事」

〈危険物規制の動き〉

「危険物規制事務  
公的規制緩和の動向」

消防庁危険物規制課  
課長補佐 鈴木和男

はじめに

平成5年8月に新政権が発足し、バブル崩壊後の不況、円高対策として、緊急経済対策が講じられることとなった。

平成5年8月31日に緊急経済対策関係閣僚会議が開催され、景気対策として輸入手続きの簡素化など規制緩和・差益還元策等について、各省庁が提出した第一次案検討項目が議論され、9月中に取りまとめられることとされた。

1 第一次検討項目

検討項目は、総務庁が中心となり、第一次案として約60項目が提出された。これらは、①新規事業の創出・事業拡大などの促進、②競争促進・価格の弾力化（競争の促進等による流通の効率化、公共料金の弾力化・多様化等、金融の自由化等、選択機会の拡大・消費者負担の軽減）、③輸入の促進（基準・認証の国際的整合化・合理化、市場アクセスの改善）及び④申請者などの負担軽減に区分された。

さらに、総務庁は、景気対策や内需拡大のため国の規制緩和をさらに推し進めるために、来年度に有識者らによる新たな協議機関を設置する方針を決めた。平成6年度予算の概算要求に「公的規制緩和推進基盤整備経費」として、2600万円が盛り込まれた。平成6年度に設置される機関としては、①具体的な規制緩和の進め方を有識者らで審議する「公的規制緩和推進会議」、②国の規制と規制緩和の社

会の影響や経済的効果を民間の調査機関などと検討する「公的規制合同検討会議」及び③各省庁代表者らで規制の仕組みの改善に向け実務面での検討をする「公的規制緩和問題処理推進協議会」の3機関（いずれも仮称）が予定されている。

2 緊急経済対策

その後、規制緩和に係る検討項目については、各省庁等において検討が行われ、第二次検討項目の取りまとめが行われた。

これらが最終的には、「緊急経済対策」として平成5年9月16日に経済対策閣僚会議で取りまとめられ、規制緩和等の推進、円高差益の還元、厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成等の対策を講じる場合の基本的な考え方とともに、規制緩和等の実施項目94項目として公表された。主な項目及び件数は、次の通りである。

- (1)新規事業の創出・事業拡大などの促進関係 22項目
- (2)競争促進・価格の弾力化関係 19項目
  - ①競争の促進等による流通の効率化 (8項目)
  - ②公共料金の弾力化・多様化等 (5項目)
  - ③金融の自由化 (4項目)
  - ④選択機会の拡大 (1項目)
  - ⑤消費者負担の軽減 (1項目)
- (3)輸入の促進等関係 20項目
  - ①基準・認証の国際的整合化・合理化 (5項目)
  - ②市場アクセスの改善・手続きの簡素化 (15項目)
- (4)申請者などの負担軽減関係 33項目
  - ①検査負担の軽減 (5項目)
  - ②手続負担の軽減等 (28項目)

3 危険物規制事務における規制緩和と検討事項

消防庁においても、公的規制緩和については、安全性等を十分に検討の上、可能な限り規制の緩和を行うことと



**HATSUTA**

株式会社 初田製作所

大阪本社/〒533 大田区枚方市垣根田163-5 TEL: (0720)56-12819  
東京本社/〒105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL: (03)3434-4841

原点はロスフリーベンションです。



ハツタはあらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします

頑固な夢が  
そこにある。



し、危険物規制関係 6 項目及び消防用設備関係 1 項目計 7 項目について行うこととされた。

これらの項目は、次の通りである。

- (1)新規事業の創出・事業拡大などの促進関係として、①タンクローリーの容量制限の緩和、②メタノール給油取扱所の設置に関する基準の整備及び③天然ガス（CNG）充填所等の設置に関する基準の整備の 3 項目。
- (2)輸入の促進（基準・認証の国際的整合化・合理化）関係として、危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化の 1 項目。
- (3)申請者などの負担軽減（検査負担の軽減）関係として、完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲の縮小の 1 項目。
- (4)申請者などの負担軽減（手続き負担の軽減等）関係として、①危険物の地下貯蔵タンクの基準の見直し及び②劇場等における誘導灯の基準の見直しの 2 項目。

#### 4 タンクローリーの容量制限の緩和

「タンクローリーについて、安全性等を検討した上で、車両の総重量の制限の緩和と整合を図り、容量制限を緩和」平成 5 年度内に実施。

タンクローリーの容量については、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第 15 条第 1 項第 3 号において、「容量を 20,000ℓ以下」と規定されている。

一方、車両の総重量については、道路構造令及び道路運送車両の保安基準において、単車（車長 12m 以下）においては 20 トン以下、連結車においては最速軸距に応じて 24 トン～34 トンまでとなっている。

車両の総重量制限の緩和については、現在、運輸省及び建設省において検討が進められているが、単車においては最速軸距及び車長に応じて最大 25 トン、連結車においては最速軸距に応じて 25 トン～36 トンまでとする予定とされている。

従って、今後、これらの動向と整合を図り、移動貯蔵タンクの容量については、容量拡大にともなう安全性等の確認を行うとともに具体的な検討を行うものである。

#### 5 メタノール給油取扱所の設置に関する基準の整備

「メタノール給油取扱所を設置することができるよう、安全性等を検討した上で、所要の基準整備」平成 5 年度内に実施。

低公害自動車として研究開発されているメタノール自動車は、ディーゼル車タイプにあっては M100（メタノール 100%）が、ガソリン車タイプにあっては M85（メタノール 85%及びガソリン 15%の混合物）が使用される。メタノール自動車は、環境に優しい自動車として、普及が見込まれるものであり、これにともないメタノールの給油施設の整備が促進されることが予想される。

一方、現在の給油取扱所に係る技術上の基準は、ガソリン等（非水溶性、蒸気は空気より重い（3～4）等）を前提とした基準体系となっており、ガソリンと性状の異なるメタノール（水溶性、蒸気は空気とはほぼ同じ（1.1程度）、燃えた場合炎が視認困難等）については、適用することが出来ない。

これらのことから、メタノールの特性を踏まえた技術上の基準等を検討し、メタノール給油取扱所が設置できるようにするものである。

#### 6 天然ガス（CNG）の充填所等の設置に関する基準の整備

「天然ガス（CNG）充填所等について、既存の給油取扱所に併設することができるよう、安全性等を検討した上で、所要の基準整備」平成 6 年度内に実施。

低公害自動車として研究開発されている天然ガス自動車は、都市ガスとして使用されている天然ガスを 250kgf/cm<sup>2</sup>程度に加圧して、使用するものである。また、天然ガス自



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号  
〒550 電話 (06) 443-2456 (代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号  
〒547 電話 (06) 707-3341



動車は、環境に優しい自動車として、普及が見込まれるものであり、これにともない天然ガス充填所の整備が促進されることが予想される。この整備にあたっては、既存の給油取扱所に併設することが考えられている（エコ・ステーション2000計画・通商産業省資源エネルギー庁）。

従って、天然ガス充填所が給油取扱所に併設される場合の安全性等について検討するものである。

## 7 危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化

「海外において既に危険物の輸送のための容器として用いられているIBC（インターミディエイトバルクコンテナ）について、安全性等を検討した上で、国内でも使用できるよう国際基準との整合性を確保」平成6年度内に実施。

運搬容器については、危険物の規制に関する規則において、収容する危険物の性状等に応じて、定められているが、最大容量が250ℓまでとなっている。また、フレキシブルコンテナについても、危険等級の低い危険物に限り1000ℓまで認めている。

しかし、近年、運搬容器のリサイクル、流通コストの低減等の観点から、IBC（容量が250ℓ以上から3000ℓ以下、軟質・半硬質・硬質の材料で造られたもの、機械力等により移動するもの）の使用が諸外国において行われている。

従って、我国においてもIBCによる危険物の輸送が可能となるように、容器に係る安全性等について国際基準と整合を図りつつ、検討をするとともに、運搬容器等としての使用を認めることとするものである。

## 8 完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲の縮小

「危険物の製造所又は一般取扱所のタンクについて、安全性等を検討した上で、一定容量未満のものを完成検査前検査の対象から除外」平成6年度内に実施。

製造所又は一般取扱所に設置される取り扱いのためのタンク（政令第9条第1項第20号、20号タンク）のうち液体の危険物を取り扱うものについては、その容量に係わらず完成検査前検査（水圧試験又は水張試験）の対象となる。これら20号タンクのうち一定容量未満のものについては、安全性等を検討した上で、製造者等の自主試験に委ねることとし、完成検査前検査の対象から除外することとするものである。

## 9 危険物の地下貯蔵タンクの基準の見直し

「内殻外殻とも強化プラスチック製の二重殻タンクについて、地盤面下に直接埋設することのできる地下貯蔵タンクとして使用できるよう、安全性等を検討した上で、所要の基準整備」平成6年度内に実施。

地下貯蔵タンクは、政令第13条第1項第6号の規定で、厚さ3.2mm以上の鋼板により造ることとされている。鋼製タンクについては、腐食に弱いことから防食措置（保護措置）を講じて埋設することとされている。

強化プラスチック製のタンクについては、水槽、浄化槽として使用されているほか、アメリカでは危険物の地下タンクとして使用されている。これらの状況を踏まえ耐腐食性の優れている強化プラスチック製タンクに係る安全性等の検討を行うとともに、基準の整備を行うものである。

## おわりに

危険物に係る規制は、人命安全の確保、物的損害の軽減等の観点から、最低限の安全性を確保するために行っているものであり、今回の規制緩和の検討にあたっては、安全のレベルを確保しつつ、より合理的な規制となるように検討を進めることとしている。

（「全危協だよりNo.15」より転載）

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
**カマトプロテック株式会社**として、  
 大きく、はばたいています。  
 今後ともよろしくお願いたします。



### カマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代) ■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/遊園・福祉設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
 本社 〒537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代) ■名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・高山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場



## 灯油の誤販売防止について

灯油ストーブを使用するこの季節になると、灯油の誤販売に起因する事故が後をたたく発生していることに鑑みこの程、大阪市消防局危険物課では下記のとおり誤販売防止の留意点をまとめ注意を喚起している。

### 給油取扱所従業員の皆様へお願い

1. 燃料を容器で買いに来た人には、必ず油の種別と使用目的を確認してください。特に、言葉が不自由な人や外国人に対しては、「灯油」か「ガソリン」のどちらを購入希望なのか、右表等により確認して販売してください。
2. 灯油購入者には次の事項を伝えてください。
  - (1) ストーブへ灯油を補給するときは、必ず火を消してから行うこと
  - (2) カードリッジタンクに灯油を補給したときは、その場でタンク底部の取っ手を持って逆さまにし、蓋が完全に締まっているのを確認してストーブにセットすること
  - (3) ストーブは火がついたまま移動させないこと
3. 灯油、ガソリン等を容器等に入れた時は蓋をしっかりと締め、また、車で運搬するときは転倒防止用ロープ等でしっかりと固定してください。
4. ガソリンを容器で販売する時は金属容器とし、10リットルを超える容量のポリ容器は使用しないでください。
5. 日頃から危険物に関する知識の習熟に努め、勘違い、うっかりミス等事故のないよう留意してください。

### 参考 灯油の誤販売による火災事例

1. 福島区の鉄筋コンクリート造10階建マンションの5階一室で使用中の石油ファンヒーターが異常燃焼し、その部屋45㎡が全焼した。  
この事故は、灯油を買いに行った人が、アメリカ人と言葉が通じにくかったことにより誤ってガソリンを買ったために発生した。
2. 東淀川区の木造モルタル塗瓦葺2階建事務所の1階で使用中の石油ストーブが異常燃焼し、同事務所の1階5㎡を燃やした。  
この事故は、灯油を買いに行った人が「石油を下さい」

■ 各国の灯油とガソリンの言語比較表

日本	灯油	ガソリン
アメリカ イギリス等	ケロシン Kerosine・Kerosene	ガソリン Gasoline
中国	デンギョウ・タンユウ・メイヨウ 灯油・煤油	キョウ・チユウ 汽油
スペイン 南米等	ケロセーノ Queroseno	ガソリーナ Gasolina
ポルトガル ブラジル	ケロセーニ Querosene	ガソリーナ Gasolina
韓国朝鮮等	ドゥンユ・ツウニユウ	カソリン
フィリピン	ラギース・ガス Langis・Gaas	ガソリナ Gasolina
ベトナム	ザウ タイ	ザウ サン
ロシア	ケロシン	ベンジン
フランス	ユイル Huile	エッサンス Essence
ドイツ	ケロツィーン・ケロツィーネ Kerosine	ベンツィーン Benzin
イラク 中東等	バトロル	ガソリン

とあいまいな表現をしたことから、ガソリンを販売したために発生した。

3. 平野区の市営住宅の4階の一室で石油ストーブが異常燃焼し、畳、カーペットを焼損し、2名が負傷した。  
この事故は、灯油を買いに行った人が中国人で石油ストーブの燃料は灯油、ガソリンのいずれでも良いと思って買ったために発生した。
4. 淀川区の木造モルタル瓦葺2階建一棟共同住宅の2階一室で使用中の石油ファンヒーターが異常燃焼し、同室の畳、側壁2㎡を燃やした。  
この事故は、灯油を買いに行った人が中国人で、表に「灯油」、裏に「MAGNUM 100」（ガソリンの商品名）と書いた看板を見て、MAGNUMを灯油の商品名と思い込み、当該看板を指差し、誤ってガソリンを買ったために発生した。

平成4年中

## 危険物施設等における災害の現況と最近の動向 (その2)

平成5年版消防白書より

自治省消防庁では、平成4年中の火災統計をまとめ平成5年版消防白書を発表した。

この白書により最近の危険物災害の現況と傾向をさぐってみたい。

### 2. 石油コンビナート等における災害

平成4年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は53件で、前年に比べ3件(5.4%)減少しているが、なお年間60件前後の災害が発生しており、損害額は34億5,884万円、死者10人、負傷者は15人である。事故原因を見ると管理不十分、誤操作などの人的な要因によるものが多い。加えて、石油コンビナート等では、危険

第1表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年	61		62		63		元		2		3*		4	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災	危険物等 の火災	14	23.7	23	33.3	21	33.3	6	13.0	13	20.7	11	19.6	8	15.1
	その他の 火災	15	25.4	18	26.1	8	12.7	11	24.0	14	22.2	15	26.8	16	30.2
爆発		6	10.2	6	8.7	7	11.1	8	17.4	8	12.7	10	17.9	4	7.5
危険物等 その他		19	32.2	19	27.5	20	31.8	15	32.6	21	33.3	17	30.3	21	39.7
計		59	100.0	69	100.0	63	100.0	46	100.0	63	100.0	56	100.0	53	100.0

物施設の経年劣化、危険物等の貯蔵、取り扱い形態の変化、新しい危険物の出現など災害の発生要因が増大する傾向にある。

平成4年中の主な事故としては、平成4年10月16日に京葉臨海中地区の富士石油株式会社袖ヶ浦製油所において熱交換器が爆発し、死者9名、負傷者8名(うち1名は10日後に死亡)が発生した事故があった。

#### (1) 災害件数と被害

過去の主な石油コンビナート災害の件数は第1表、事故事例は第2表のとおりである。

第2表 主な石油コンビナート災害

(単位：人、百万円)

発生日	地区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海中	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50.2.16	四日市臨海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製造所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー陸洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56.1.6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57.3.31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置
58.5.26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	(負傷者6人には負傷後48時間以上経過して死亡した3人を含む) 日本海中部地震による原油タンク火災
59.3.5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸
62.5.26	品川・大井	東京電力(株)大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63.8.1	尼崎	関西電力(株)尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー空気予熱器のホッパー部
平成元.3.6	水島臨海	日本鉱業(株)水島製油所	プラント爆発火災	—	1	480	重油脱硫装置
元.7.6	和歌山北部	大岩石油(株)青岸油槽所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
2.2.6	阿南	日本電工(株)徳島工場	電気炉ガス漏えい	1	8	—	一酸化炭素による中毒
3.6.26	京葉臨海中	ライオン(株)千葉工場	プラント爆発火災	2	10	850	メタノール精留塔
4.10.16	京葉臨海中	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	プラント爆発	9	8	2,800	熱交換器



## ② 災害の特徴

## ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別災害件数は、第1種事業所が30件（うちレイアウト規制対象事業所24件）と全体の56.6%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.101件と最も高い（第3表）。

第3表 特定事業所区分別災害件数

(平成4年中)				
事業所種別	事業所数 (A)	事故件数 (B)	全体数に対する割合 (%)	1事業所当たりの災害件数 (B/A)
第1種事業所	491	30	56.6	0.061
うちレイアウト規制対象事業所	237	24	45.3	0.101
第2種事業所	393	23	43.4	0.059
計	884	53	100.0	0.060

(注) 事業所数は平成4年4月1日現在とした。

## イ 特定事業所の業態別事故発生件数

特定事業所の事業所業態別事故発生件数は、化学工業関係19件 (35.8%)、鉄鋼業関係11件 (20.8%)、石油製品・石炭製品製造業関係10件 (18.9%)、織物・機械器具・建築材料等卸売業関係4件 (7.5%)、その他9件 (17.0%)となっている（第4表）。

第4表 業態別事故発生件数

(平成4年中)			
業 態	事故件数	割合 (%)	
化学工業関係	19	35.8	
鉄鋼業関係	11	20.8	
石油製品・石炭製品製造業関係	10	18.9	
織物・機械器具・建築材料等卸売業関係	4	7.5	
その他	9	17.0	
合 計	53	100.0	

## 協会だより

## 河内長野市防火協会

## 危険物取扱者部会新年講習会開催

1月14日（金）、河内長野市防火協会危険物取扱者部会（小池重光部会長）では河内長野市市民会館において新年講習会を開催した。

この講習会は危険物に対する知識の普及、向上を図ると共に部会員相互の親睦を深める目的をもって毎年行なっているもので、今回は昭和47年5月13日に発生した大阪千日デパートビル火災で7Fプレイタウンでバンドマンとして演奏中火災に遭遇九死に一生を得た、高平勇氏を講師に招き、火災の実体験談を講演された。

部会員は、118名の死者をだしたいたましい惨事を思い起こし、新たためて火災の恐ろしさを痛感しながら熱心に聴講した。

講習会終了後、懇親会に移行し、終始なごやかなうちに終了した。

## ＜新版地下タンク点検記録表作成＞

今般、地下タンク貯蔵所定期点検記録表をB5版からA4版に改定し、同時に点検欄も1回から4回に増し、更に毎日点検（始業時・終業時の油圧点検）も1年間実施できるように作成しました。

☆新版「地下タンク貯蔵所定期点検記録表」

A4版12ページ 200円

☆「給油取扱所定期点検記録表」

A4版15ページ 250円

大阪市危険物安全協会

TEL 06-531-5910

**MORITA**  
森田ポンプ株式会社

本社 〒544 大阪市中央区小橋東5丁目5番20号 TEL.06(752)9723

MORITAが誇る  
先進の技術を駆使した  
ツインジェット推進ポンプ搭載の  
**小型消防救助艇**



第14回 大阪府下論文募集 (締切 平成6年4月8日まで)

## 安全管理 事故対策・体験等について

第14回表記懸賞論文を下記のとおり募集しますのでご応募下さい。

1. 応募資格 府下事業所に勤務する者
2. 募集部門と内容  
第1部(製造、取扱い部門) 化学工場等の危険物製造、取扱い部門における防災管理、企業内共同研究、事故体験記録等について  
第2部(貯蔵、流通、販売部門) 油槽所、営業危険物倉庫の大量貯蔵部門、タンクローリー等輸送部門、又はガソリンスタンド等の販売部門における安全管理、事故防止対策、事故体験記録等について  
第3部(その他) 一般事業所等における危険物の安全管理、事故体験記録等について  
※各部とも400字詰原稿用紙(横書き) 10~15枚程度
3. 送り先 〒550 大阪市西区新町1-5-7 四つ橋ビル8F  
 (財)大阪府危険物安全協会 論文係宛
4. 切 平成6年4月8日
5. 発表 平成6年5月中旬
6. 表彰 ☆優秀賞 1編(賞状と副賞10万円)  
 各部門の優良作品の中より選出し、6月に行なわれる、大阪府危険物安全大会で表彰します。なお、該当者は部門優良賞の副賞と重複はしません。  
 ☆優良賞 各部門ごと1編(賞状と副賞3万円)  
 ☆佳作 各部門ごと若干(賞状と副賞2万円)  
 なお、優秀賞、優良賞に該当作品が無い場合は、各部門の優良賞、佳作入選を増やすことがあります。(その他応募者には記念品を贈呈いたします。)
7. その他 入賞作品の著作権は本会に帰属し、作品は返却しません。

<b>空調設備機器製造・販売</b>	<b>独自の技術により、正確・安全 ローコストを追求する</b>
オイルタンク用液面計 遮隔式警報ユニット液面計 各種液体タンク用液面計 フロートスイッチ・微圧スイッチ タンク部品一式	<b>GIKEN</b> TEL 06(358)9467(代表)
<b>株式会社技研</b>	
〒530 大阪市北区天満4丁目11番6号 工技研ビル ☎358-9467~8	